

本日は、「ゲノム創薬基盤推進研究事業」令和7年度新規公募・公募説明会にご参加いただきましてありがとうございます。説明会の開始までいましてばらくお待ちください。

- AMED側で本日の説明会は録画させていただきます。
- いただいたご質問はFAQに掲載して公開することがございます。
- お問い合わせは、本公募の公募要領ならびにホームページに記載しているメールアドレスよりお願いいたします。
- 参加者側で本日の説明会を録音・録画することは禁止となっております。



ゲノム創薬基盤推進研究事業

- ゲノム情報研究の医療への実利用を促進する研究 -

令和7年度公募説明会

応募締切：4月30日（月）17時00分（厳守）

日本医療研究開発機構（AMED）

ゲノム・データ基盤事業部（3月31日まで）

データ利活用・ライフコース研究開発事業部（4月1日から）

ゲノム・データ研究開発課

ゲノム創薬基盤推進研究事業事務局

genomic-medicine"AT"amed.go.jp

公募要件 及び提案時の留意事項

- 公募研究開発課題の概要 -

D領域：全ゲノム解析等実行計画に係る情報基盤等を活用し、創薬推進等に資する研究

全ゲノム解析等実行計画に係るデータ及び既存のバイオバンク等の情報基盤の活用を通じて、わが国における個別化医療の実用化に向けた情報基盤の整備に資する研究を行います。

#	分野、領域、テーマ等	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	①個別化医療に向けた国内情報基盤に係る データ活用 【若手枠】	1 課題当たり年間 22,000千円 (上限)	令和7年8月 (予定) ～ 令和9年度末	0～6課題 程度
2	②個別化医療に向けた国内情報基盤の整備 に係る 技術開発 【若手枠】			

- 2.3 公募研究開発課題の概要について -

公募要領 p.5~

2.3.1 背景

(1) データ利活用の推進について

- ◆ 令和3年3月にゲノム医療協議会においてとりまとめられた「ゲノム・データ基盤の構築に向けた取組について（第5回ゲノム医療協議会）」に基づき、**AMED事業等の推進を通じ、ゲノム・データ基盤の整備・運用やゲノム研究推進等、ゲノム研究の基盤となる体制は整いつつあります。**特に、欧米との比較において、**全ゲノムデータは均質なデータが整備されつつあります。**
- ◆ **バイオバンクの保有する試料のゲノムデータも第三者利用可能**となっており、三大バイオバンクをはじめとするバイオバンクの保有する試料と紐づいた医療情報や健診情報等が第三者利用可能となってきました。
- ◆ しかしながら、全ゲノムデータを用いた研究開発においては、データの扱いに関して個人情報保護法上の対応が必要であり、さらにヒト試料や臨床情報等を紐づけた利活用が多くの場合において求められるため、**データの整備のみでは不十分であり、データ・試料等の共有を推進する取り組みが求められます。**

そのため本公募では、現在我が国で整備されつつある全ゲノムデータ等を利用する研究を支援することで、**利活用の実績を作る**ことを目指します。さらに、その研究で得られた**成果を既存の情報基盤に格納**することや、既存の**情報基盤の円滑かつ適切な利活用を推進**することによって、**既存の情報基盤を整備**することを目指します。

- 公募研究開発課題の概要について -

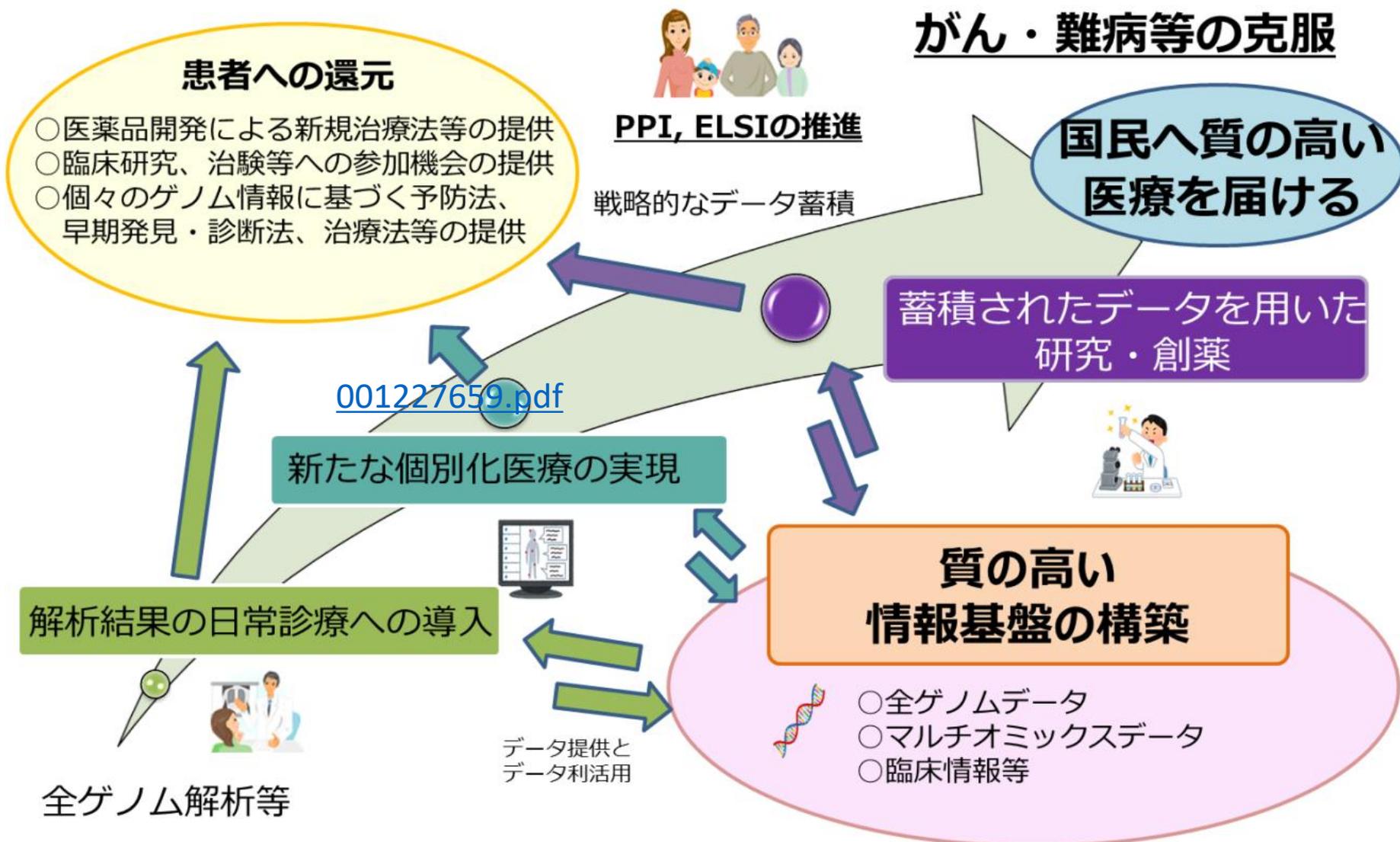
2.3.1 背景

(2) がん・難病を対象とした個別化医療を提供するための体制整備について

- ◆ 主に、がん・難病を対象として、現在、我が国において、全ゲノム情報等を活用した研究等がグローバルに進展しており、研究・創薬の促進や、国民のゲノム情報の保護等の観点から、「**全ゲノム解析等実行計画**」(第1版)ならびに「**全ゲノム解析等実行計画 2022**」が策定されました。この施策のもと、産官学の関係者が幅広く全ゲノム情報を分析・利活用し、これまで治療法のなかった患者に新たな個別化医療を提供するための体制整備が進められています。
- ◆ 「全ゲノム解析等実行計画2022」の目指す未来は、全ゲノム解析がビッグデータのコアとなり、出口を見据えた戦略的研究開発としての**応用研究**、日本国発の新規研究開発としての**基礎研究を両輪に、患者還元と情報基盤・AIの構築**という好循環を創出し、国民へ質の高い医療を届け、将来的な「がん・難病等の克服」が達成された世界となります。
- ◆ 具体的には、全ゲノム解析をコアとして、オミックス解析、臨床情報、臨床試験・治験情報、患者報告アウトカム (Patient Reported Outcome ; PRO)、病理情報、画像情報、新技術による解析情報、ウェアラブル機器からの動的生体情報等を多層的に組み合わせた**データ駆動型医療の実現**を目指しています。

そのため本公募では、**全ゲノム解析等実行計画に係るデータ及び既存のバイオバンク等の情報基盤の利活用**を通じて、わが国における個別化医療の実用化に向けた**情報基盤の整備**に資する研究を行います。

図3：全ゲノム解析等の推進によって目指す医療の姿



※ 患者・市民参画 (Patient and Public Involvement, PPI)、倫理的・法的・社会的課題 (Ethical, Legal and Social Issues, ELSI)
 ※ 本実行計画における「がん」とは、難治性がん、稀少がん、小児がん、遺伝性がん等の全ゲノム解析等による一定の効果が見込まれるが民間だけでは研究・創薬等が困難ながん種を想定。

- 公募研究開発課題の概要について -

公募要領 p.6~

領域① 個別化医療に向けた国内情報基盤に係るデータ利活用

(1) 研究開発の目標と内容

全ゲノム解析等実行計画に基づいて集積されている、既存検体の臨床情報と全ゲノム情報、マルチオミクスデータ、画像データ、リアルワールドエビデンス等の情報、及び**既存のバイオバンク等の情報基盤を利活用**し、創薬等を見据えた出口戦略に基づき、わが国における**個別化医療の実用化に向けた情報基盤の整備に資する研究を行います**。本事業の研究成果が出口を見据えた応用研究を通して、将来的な患者還元につながることを目標とします。

これらのデータは、いずれもデータ取得及び利活用に係る同意に基づいた利用となります。

- 公募研究開発課題の概要について -

公募要領 p.7

領域① 個別化医療に向けた国内情報基盤に係るデータ利活用

(2) 研究開発で用いるデータについて

本公募では、**既存の情報基盤を利活用**する研究を求めます。**既存の情報基盤とは、「全ゲノム解析等実行計画」**で得られたゲノムデータ等、及び**三大バイオバンク等**（「MGeND等の公的データベース等を含む）を指します。

■「**全ゲノム解析等実行計画**」のデータを用いる研究を提案する場合は、**当該データの利用について責任を持つ者と事前に相談の上、データ利用について責任を持つ者が分担研究者として研究体制に参加する等の適切な調整を行った上で提案してください。**なお、全ゲノム解析等実行計画のデータの利用について責任を持つ者が、データ利用を**応諾するか否かは、当該研究者の判断**によります。

問い合わせ先：**ゲノム創薬基盤推進研究事業・事務局**（genomic-medicine"AT"amed.go.jp）

■三大バイオバンクの連絡先は以下のとおりです。なお、本公募に申請する時点で、解析予定の試料やデータの利用について承認が得られていなくても応募可能です。

三大バイオバンク（NCBN、BBJ、TMM）

NCBN：<https://ncbiobank.org/contactus/contactus.php>

BBJ：<https://biobankjp.org/contact/index.html>

TMM：<https://www.megabank.tohoku.ac.jp/researchers/utilization>

なお、バイオバンクに保存されている試料については、バイオバンク横断検索システム（<https://biobank-search.megabank.tohoku.ac.jp/v2/>）を用いて検索することが可能です。

- 公募研究開発課題の概要について -

公募要領 p.7~

領域② 個別化医療に向けた国内情報基盤に係る技術開発

(1) 研究開発の目標と内容

既存の情報基盤（バイオバンク、データベース、レジストリー等）を対象に、その**円滑かつ適切な利活用を推進する技術を開発**することで、わが国における個別化医療の実用化に向けた情報基盤の整備に資する研究を行います。技術開発においては、対象となる情報基盤に格納されたデータの取得及び利活用に係る同意等に留意し、わが国の法令・指針等に則って技術開発を実施してください。

臨床情報、バイオバンク等に蓄積されているゲノム配列等の情報、及び多層オミックス解析等の**データを順次連結可能とし、一体的に利活用できる仕組み**を目指すことが重要とされています。また、研究開発から得られたデータのうち、提供・取得・収集に関する同意やデータ形式の標準化が完全に進んでいないこと等の理由により、現時点においては一つのデータベースとして物理的に集約化することが難しいデータは、**複数機関間での横断的な検索機能や利便性を持った繋ぐ仕組み**を積極的に活用することが重要とされています。さらに、**データ形式の標準化**に向けた研究、及び質を担保しつつ**データを提供する側から見た際の負担を軽減させる技術開発**が重要であるとされています。これら問題解決に資する技術開発を求めます。

- 公募研究開発課題の概要について-

公募要領 p.8

領域② 個別化医療に向けた国内情報基盤に係る技術開発

(2) 研究開発で用いる既存の情報基盤について

技術開発の対象となる既存の情報基盤は、以下の条件を満たすものとします。

- わが国の個別化医療に資する情報基盤であること。
- ヒトのゲノム情報、臨床情報、マルチオミクスデータ、画像データ、リアルワールドエビデンス等利活用を主目的とする情報基盤であること。
- わが国で開発された情報基盤であること。
- 現在、運用実績が継続されている情報基盤（約1年以内にデータ更新があったもの）であること。

- 公募研究開発課題の概要について -

求められる成果

- 若手研究者が、**従来とは異なる新しい研究体制**を自ら志向し、**異分野の知識や技術**を積極的に取り入れ、**独創的なアイデア・切り口に基づく研究開発**を進めることを求めます。
- 領域①（データ利活用）においては、利活用の結果得られた**研究成果が、わが国の個別化医療を推進するものであること**を求めます。また、**利活用の結果得られたデータ**は、同意の範囲や知財戦略を考慮し、適切な**公的データベース（MGeND、NBDCヒトデータベース、DDBJ等）に登録**することを求めます。
- 領域②（技術開発）においては、開発した**技術が、わが国の個別化医療を推進するものであること**を求めます。
- 本研究の成果として得られる情報基盤の整備が、出口を見据えた応用研究を通して、将来的な患者還元につながることを目標としてください。特に、AMEDの難治性疾患実用化研究事業あるいは革新的がん医療実用化研究事業をはじめ、**AMEDのゲノム・医療データを活用した事業※で利用される基盤**となることを意識して、**想定される応用研究等での利用例を研究開発提案書に示してください**。AMEDのゲノム・医療データを活用した事業の具体例を以下にお示しますが、これらに限定されるものではありません。
 - 革新的がん医療実用化研究事業
 - 次世代がん医療加速化研究事業
 - 難治性疾患実用化研究事業
 - 認知症研究開発事業
 - 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業
 - 免疫アレルギー疾患実用化研究事業 等

4. ゲノム・データ基盤プロジェクト

日本医療研究開発機構対象経費
令和6年度概算要求額203億円

インハウス研究機関経費
令和6年度概算要求額18億円

ゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。

■ 文科省、厚労省、経産省、■ 文科省、■ 厚労省、■ 総務省、■ こども家庭庁

ゲノム・医療データを活用した研究

主にゲノムデータを活用した研究

- **ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure)**
(ゲノム医療実現推進プラットフォーム、次世代医療基盤を支えるゲノム・オミックス解析):
バイオバンク横断検索システム構築や研究プラットフォームを活用したゲノム解析等による基盤研究開発、戦略的ゲノム・オミックス解析による基盤データの整備
概算要求額 54億円の内数
- **革新的がん医療実用化研究事業:**
がんに係る情報の集積と活用による創薬、個別化医療、早期診断等に向けた治療法や医療機器開発、研究
概算要求額 53億円
- **難治性疾患実用化研究事業:**
難病の発症や疫学、診断方法に資するゲノム・臨床データ等を集積、共有化し、エビデンスを創出
概算要求額 42億円
- **認知症研究開発事業:**
認知症に関するコホート研究、ゲノム等情報の集積と活用
概算要求額 10億円

がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム
(事業間連携)

主に医療データを活用した研究

- **医療高度化に資するPHRデータ流通基盤構築事業**
医工連携・人工知能実装研究事業 / 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業 / 肝炎等克服実用化研究事業 / 免疫アレルギー疾患実用化研究事業 / 移植医療技術開発研究事業 / 障害者対策総合研究開発事業(精神障害分野、身体・知的・感覚器障害分野) / 女性の健康の包括的支援実用化研究事業 / 「統合医療」に係る医療の質向上・科学的根拠収集研究事業 / メディカルアーツ研究事業
概算要求額 33億円
- **成育疾患克服等総合研究事業**



データ統合利活用プラットフォームの整備

- **健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業:**
ゲノム情報をはじめAMED事業で収集されるデータの利活用基盤の構築
概算要求額 8億円
※上記に加えて、一部AMED運営費交付金にて措置

AMEDが支援する研究開発で得られるその他のデータ

バイオバンクの整備と利活用の促進

- **ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure)(東北メディカル・メガバンク):**
健常人ゲノムコホートを構築するとともにゲノム研究基盤を構築
概算要求額 54億円の内数
- **ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure)(ゲノム研究バイオバンク):**
我が国のゲノム研究基盤となる全国規模かつ多様な疾患を対象とした双方向性バイオバンクの構築
概算要求額 54億円の内数
- **ナショナルセンターバイオバンクネットワーク(NCBN):**
臨床試料と電子カルテから抽出した精度の高い臨床情報を収集・整備
インハウス研究機関経費 概算要求額 11億円

- **ゲノム創薬基盤推進研究事業:**全ゲノム情報等を活用した新規創薬ターゲットの探索等のための情報基盤整備
概算要求額 4億円

- **ゲノム診断支援システム整備・運営事業/NCIにおける治験・臨床研究推進事業:**各国立高度専門医療研究センターでゲノム情報を診断に活用するための基盤整備及び治験等の推進
インハウス研究機関経費 概算要求額

ゲノム・医療データ研究開発

基盤

他のプロジェクトの研究へ展開・連携

1. 医薬品PJ
2. 医療機器・ヘルスケアPJ
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療PJ

-【様式1】研究開発提案書について：必ず記載していただくこと③-

2. 研究計画・方法

■領域①及び領域②の選択にかかわらず、記載してください。

- 本研究の成果として得られる情報基盤の整備が、出口を見据えた応用研究を通して、将来的な患者還元につながることを目標としてください。特に、AMEDの難治性疾患実用化研究事業あるいは革新的がん医療実用化研究事業をはじめ、AMEDのゲノム・医療データを活用した事業※で利用される基盤となることを意識して、想定される応用研究等での利用例を示してください。想定される応用研究等での利用例が複数ある場合は、各々の利用例について同様に記載してください

※革新的がん医療実用化研究事業

次世代がん医療加速化研究事業

難治性疾患実用化研究事業

認知症研究開発事業

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業

免疫アレルギー疾患実用化研究事業 等

応用研究等で利用が想定される事業名：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

想定される応用研究等での利用例：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (100~200字程度で記述してください)

- 申請時の注意点について①-

■ 「若手研究者」

AMEDの公募における「若手研究者」とは、研究開発開始年度の4月1日時点において、

①年齢が満43歳未満の者、又は②博士号取得後10年未満の者の、いずれか高い方とします。

③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分（最長2年。延長の単位は月単位とし1月未満の日数は切り上げます（例：研究に専念できない期間が17ヶ月14日の場合は18ヶ月の延長となります。））加算することができます。

なお、採択後は必要に応じて、出産・育児又は介護の事実及び研究に専念できない期間を証明する関係書類を提出していただく場合があります。

- 申請時の注意点について②-

- 研究開発費の規模等は、申請額がそのまま認められることを確約するものではありません。
- 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、予算状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- 複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、**研究費の不合理な重複及び過度の集中**（詳細はⅡ-第2章を参照してください。）に該当しないことを確認するため、**同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載**してください。
- **当該公募年度に研究開発代表者として本事業に参画を予定している場合は、研究開発代表者として本公募に応募できません。**ただし、研究開発分担者の立場であれば複数の課題に参加可能です。その場合は、研究費の不合理な重複及び過度の集中（詳細はⅡ-第2章を参照してください）に該当しないようにエフォートを適切に配分してください。

- 申請時の注意点について③-

- 採択課題数は、それぞれの分野、領域、テーマ等における応募の数、また内容に応じて、予定数から増減します。
- エビデンスを示すためにAIを活用する場合は、研究遂行に必要となる適切な専門家と連携すること。
- 医療研究開発におけるダイバーシティ推進の一環として、特定の性別のみで研究班が構成されないようにする等、研究班の構成員のジェンダーバランスに配慮すること。
- **新規に人の検体やデータを取得する計画を含んでいる場合は**、検体等の提供者から同意を得る際に、「AMED が支援する研究開発課題のうち、新規に人の検体やデータの取得を開始する場合において、同意を得る際の説明文書に盛り込むべき事項（AMED 説明文書用モデル文案）」の「3. AMED文案」**を使用した説明文書を用いて同意を得ることを求めます。**
- 全ゲノム解析等実行計画のデータを用いる研究を提案する場合は、当該データの利用について責任を持つ者と事前に相談の上、データ利用について責任を持つ者が分担研究者として研究体制に参加する等の適切な調整を行った上で提案してください。なお、全ゲノム解析等実行計画のデータの利用について責任を持つ者が、データ利用を応諾するか否かは、当該研究者の判断によります。

- 申請時の注意点について④-

データシェアリング

- 応募に当たっては公募要領の「3.5 データシェアリング」を参照し、データマネジメントプラン（DMP）を提出して下さい。

医療分野において、研究開発成果として生み出されたデータの取扱いについては、同じ問題意識を持つ研究者にとっても有用なものであるため、研究者間のデータシェアリングの重要性が認識されています。これと同時に、**公的資金によって実施される研究開発によって生み出されたデータをめぐっては、その公共性・公益性の高さから、リポジトリ登録や適時公開等を行うことで、それらの2次的な利活用の可能性の拡大を図ろうとする動きがあります。**加えて、研究開発の実用化を目指すため、詳細で正確な臨床情報やゲノム情報等のデータを大学や研究所といった学術研究機関のみならず、産業利用を担う民間企業等の産業界が協働し、新たな診断法や治療法の開発を行うことが求められています。

また、研究機関等が AMED からの支援を受けて行う研究開発に関連して創出、取得又は収集するあらゆる研究開発データを第三者に開示又は提供することを原則として禁止した上で、**AMED の上記ガイドライン上で許容されている場合又はあらかじめ AMED の承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は提供することを可能としています。**

さらに、研究開発データを**非制限公開データ、制限公開データ、制限共有データ、非公開データに分類**するとともに、研究開発データのうち、第三者に公開することが適切ではないデータ以外のデータについては、原則として、非制限公開データ又は制限公開データのいずれか指定し、公開することを求めています。そして、非制限公開データ又は制限公開データに該当するデータであっても、公開されるまでの間は制限共有データとして、特定の第三者とのみ共有することも許容しています。詳しくは、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」※を参照してください。 ※<https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

- 申請時の注意点について⑤-

公募要領 p.12, 36

データシェアリング

- 応募に当たっては公募要領の「3.5 データシェアリング」を参照し、データマネジメントプラン（DMP）を提出して下さい。

日本医療研究開発機構（AMED） データマネジメントプラン 様式 Ver5.0		
(記載上の注意点) ①研究開発データが複数の場合、適宜、行を複写追加して記入して頂いて結構ですが、それ以外のフォーマットを変更しないようにお願いします。 ②緑色箇所、備考欄に【公開】と記載がある箇所は、研究開発終了後にカタログとして公開される部分となります。公開可能な情報を記載して下さい。		
作成日	令和 年 月 日	備考欄
AMED課題管理番号 (AMED記載)		AMED記載
1. プロジェクト情報		
事業名		
研究開発／補助事業課題名		【公開】
全研究開発期間／全補助事業期間		例) 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
研究開発／補助 事業代表者	所属	大学の場合「〇〇学部、大学院△△研究科」まで、企業等の場合「〇〇部」まで記載してください。
	役職	
	氏名	名字とお名前間に全角1文字分のスペースを入れてください。(例：研究 一郎)
2. 本研究開発／補助事業によって取得・収集される研究開発データについて		
本研究開発／補助事業課題以外での 利活用が考えられるデータの有無	選択してください	※該当するものを選択してください。研究開発/補助事業代表者自身のみならず、第三者による二次的な利活用の可能性が考えられる場合も含め、該当するものを選択してください。原則、AMED研究によって得られた成果（データ）については、研究開発データの公開・提供方針に係わらず、全て記載するようお願いします。
(上記で「あり」を選択した場合のみ) 3を記載しない場合、その理由		「利活用の可能性が考えられるデータはあるが、3を記載しない」意向の場合は、その理由を記載してください。(なお、原則として、該当するデータがあれば、全て記載していただく必要があります。)
3. 個々の研究開発データについて		



- ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコールについて -

※当該解析を実施する場合は必ず記入・提出してください。

- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータをとりまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコールが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを利活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※¹に基づき以下の2点を求めています。

- ① 既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること
- ② ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること

※1 厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000739542.pdf>

内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/genome/genome_dai8/siryou3.pdf

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/genome/genome_dai8/sankou3.pdf

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK BiobankおよびGenomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコールについて(続き) -

- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析※²プロトコールが公募要領の「データシェアリングについて」に記載されている以下の**5つの要件**を満たしているか確認しています。
 - ライブラリー作成（キット名、断片長等）
 - シーケンス反応（キット名、リード長等）
 - 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
 - クオリティーコントロール（QC）の方法
 - リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※² 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※³を提出することにより、解析プロトコールの各項目を示す必要があります。**様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。**

※³ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式（公募要領第4章を参照）

申請手続き等 の紹介

- 提案書類の作成 -

公募要領 p.16

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	【様式1】研究開発提案書	
2	必須	【様式2】データマネジメントプラン	5.2. (1) 参照
3	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合
4	研究開発代表者の所属機関がスタートアップ企業等の場合は、必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の決算報告書	ヒアリング対象になった際に提出
5	任意	臨床試験に関する資料等	4.2. (3) 参照
6	任意	動物実験に関する自己点検・評価結果	4.2. (4) 参照

- 提案書類様式の入手方法 -

AMEDにて用意している提案書類の様式についてはAMEDウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/koubo/14/01/1401B_00048.html

- ① 令和7年度公募要領.pdf
- ② 【様式1】研究開発提案書【若手枠】.docx
- ③ 【様式2】データマネジメントプラン.xlsx
- ④ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式.xlsx

※ e-Rad上にも掲載します。

- 提案書類の提出方法 -

- e-Rad (府省共通研究開発管理システム)からご応募ください。
 - 提案書類の提出は、受付期間内にe-Radにてお願いします。
 - 受付期間締め切り直前はアクセス集中のため不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。
 - 期間内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。
 - 提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後、受付期間終了時刻までに再度提出する必要があります。
- e-Radを利用するには、事前に研究機関の登録や研究者の登録が必要です。
- e-Radの入力方法の詳細は、
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
にある操作マニュアルをご覧ください。
- e-Radでの提出の受理確認は、e-Radの「提出済の課題」>「課題一覧」画面から行うことができます。
 - 受付期間終了時点で、申請の種類（ステータス）の表示が「配分機関処理中申請中」又は「受理済」となっていない提案書類は無効となります。

※受付期間終了時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業担当課まで連絡してください。

締切：4月30日（水）17時00分【厳守】

-お問合せ先-

公募要領 p.60

- 公募や提案書類の記載方法等についてのお問合せ先は、
下記アドレスまでメールでお願いします。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

ゲノム・データ基盤事業部 ゲノム・データ研究開発課
ゲノム創薬基盤推進研究事業担当

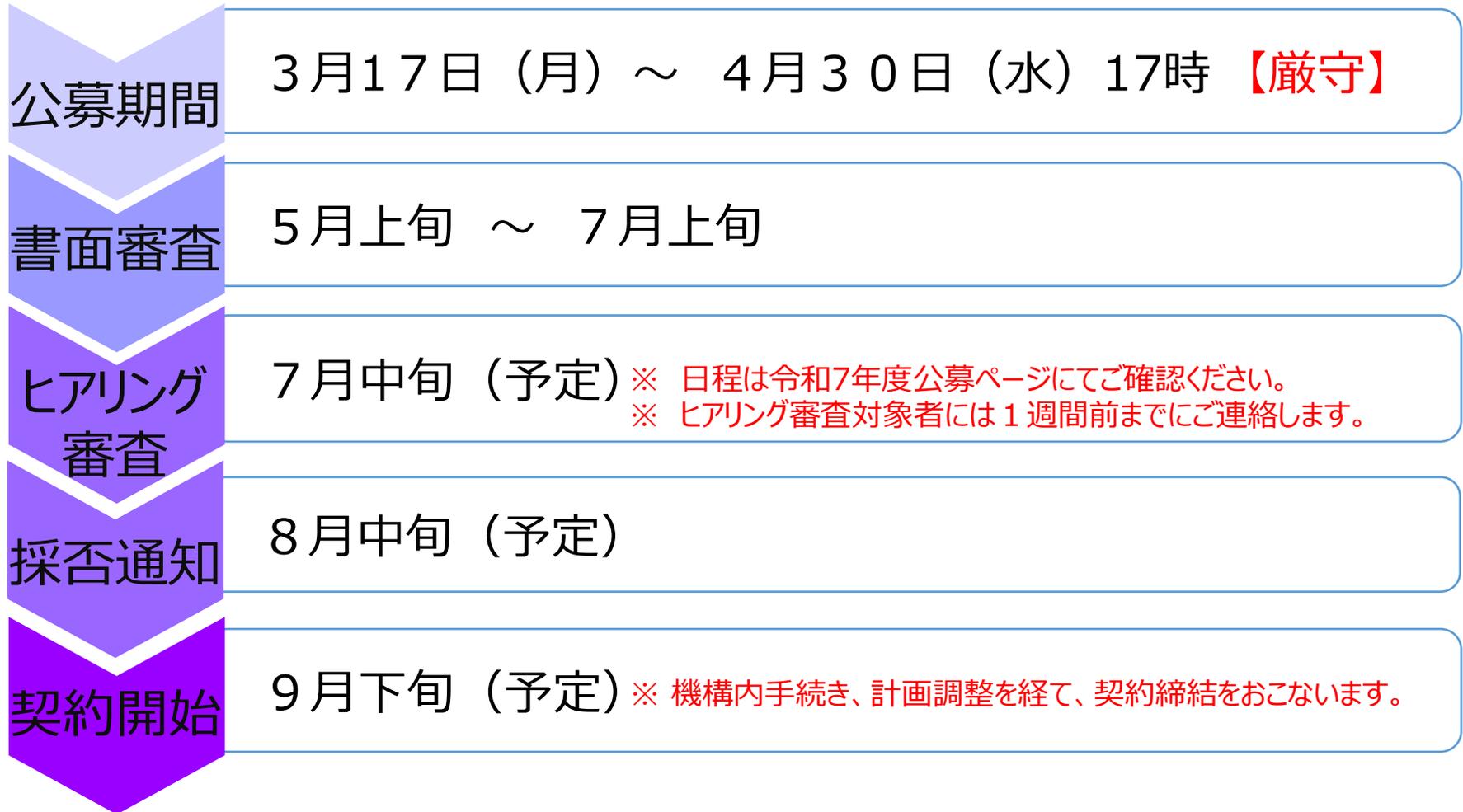
genomic-medicine"AT"amed.go.jp

※ E-mail は上記アドレス"AT"の部分を@に変えてください

- 情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報に掲載します。
併せてご参照ください。

https://www.amed.go.jp/koubo/14/01/1401B_00048.html

- 公募期間・選考スケジュールについて -



ご清聴ありがとうございました



«本事業、応募手続き等に関する問い合わせ先»

日本医療研究開発機構（AMED）
ゲノム・データ基盤事業部（3月31日まで）
データ利活用・ライフコース研究開発事業部（4月1日から）

ゲノム・データ研究開発課
ゲノム創薬基盤推進研究事業事務局
[genomic-medicine"AT"amed.go.jp](http://genomic-medicine)